

申出書

平成18年5月15日

公認会計士 中澤省一郎

松田校長先生につきましては、息子の通学している小学校でのご尽力に関して、感謝いたしております。5月12日のPTA総会に出席させていただきましたが、その際、職業専門家として、看過できない点がありましたので、申し出でます。

I：まず、会則の改正をしなければなりません。(現状の問題点)

(1) 現状認識

① 今後の役員選出について

- ・ 校長より「今後、学校より教師は選出委員にならない」との発言により、会則第16条を改正しなければ、各学年から選出委員が選出されても、会則違反となります。従いまして、本日配付予定である「選出委員の立候補用紙」の配布を中止し、会則を改正する必要があります。末尾に改正案の新旧対照表を添付しますので、参考にしてください。
- ・ 仮に、役員選出委員会を5月に招集したとしても、第15条を改正しなければ、今年度の役員は選出できません。
- ・ 今年度の役員候補の否決し、新たに、役員候補を選出するには、会則の改正は必須条件となります。

② 暫定役員の呼称

現在、佃島小学校PTAには、旧役員は、会則14条により任期切れであり、かつ、再任されていないので、役員ではない。会則第42条の決議により、新役員が選出・承認されるまで、旧役員が「暫定的にその職務を行う」のであるから、暫定役員(例えば、暫定会長等)の呼称に統一しなければ、混乱が生じるので、今後の配付文章では、混乱を避けるため、暫定会長等の呼称を付すことを徹底していただきたい。

③ PTAの支出は出来ません。

PTA総会において、平成18年度予算が承認されませんでしたので、平成18年度予算を支出することは出来ません。12日の歓送迎会の支出を初

めとして、予算が承認されるまでは、P T A会計からの支出は認められないので、暫定役員等が立替払いする必要があります。支出する場合には、暫定予算を臨時総会で承認してもらう必要があります。今年度予算又は暫定予算の承認する臨時総会を開催し、決議されるまでは、P T A会計からの支出は認められません。

④ 平成 18 年度の活動は出来ません。

P T A総会で、平成 18 年度の事業計画が承認されておられませんので、P T Aは事業を行うことはできません。臨時総会で平成 18 年度の事業計画が承認されてからの活動開始となります。したがって、暫定会長等は総会で決議されましたが、現実問題として、行う活動は存在しないこととなります。したがって、事業計画にない事業を行った場合に、事後的に、事業計画を承認されたとしても、P T Aの事業として認められるか疑問が生じ、暫定役員が立替払いで支出した金額も、永久的に、暫定役員の負担となる可能性も否定できません。

(2) 今後のスケジュールは以下のようになります。

ケース 1 : 5 月 1 2 日の役員承認決議が有効であり、役員承認が否決され、教員が選出委員に就任しない場合。

① 会則の改正 (第 1 回臨時総会)

会則の改正は、至急行う必要があります。その内容の概要は以下末尾の新旧対照表を参考にしてください。但し、新旧対処表は、選出委員に教職員が就任しないに関する部分のみ及び、明らかな誤字の部分であります。

② 選出委員会の招集及び、選出作業

③ 役員選出及び事業計画・予算案の承認 (第 2 回臨時総会)

ケース 2 : 5 月 1 2 日の役員承認決議が無効である場合。

再度、「書面議決書」添付による P T A臨時総会の開催を行い、役員承認が否決された場合には、ケース 1 に該当します。

Ⅱ：役員承認の決議は、本当に否決されたのでしょうか？

(1) 議決権は誰にあるか？

① 顧問・相談役の議決権

- ・ 顧問相談役は、第 20 条の規定されており、第 7 条の会員とはまったく別となっております。会員ではないので、当然議決権はありません。
- ・ 第 7 条第 3 項の「本会の主旨に賛同する者」は会員であります。この規定は、無数会員が存在することになります。したがって、本項の会員は、「本会の主旨に賛同する者であり、かつ、会費を納入した者」に限定される必要があります。定時総会には、当該年度の会費納入前ですから、「本会の主旨に賛同する者であり、かつ、前年度の会費を納入した者」のみが、定時総会での議決権を有すると解釈されます。
- ・ したがって、決議に参加した、3 人の顧問。相談役のうち、平成 17 年度に会費全額を納入したもののみが、議決権を有していると解釈されます。会費は、給食費と共に自動引き落としされておりましたので、私の知る限り、第 3 項の方で、会費を納入されている方は存じ上げませんので、3 人の顧問、相談役は、議決権を有していないと推定されます。

② 旧 6 年生の議決権

第 7 条第 1 項には「佃島小学校に在籍する児童の父母又は父母に代わる者」が会員として規定されております。したがって、平成 18 年 5 月に実施された P T A 総会に参加した平成 18 年 3 月卒業生の父母であり、かつ、総会開催時点で、児童が小学校に在籍していない者は、会員ではないので、当然に議決権は存在しません。これに該当する者が議決に参加していたと聞き及んでおり、議決権総数から控除する必要があります。

③ 委任状での出席者

委任状は、在校生の父母が提出したものでありますので、委任状を提出したのも、第 42 条の「出席者」に含まれます。

④

(2) 役員承認の決議は、可決も否決もされておられません。

第 42 条の議決が成立したかどうか、つまり、当日の議決権総数が不明です。当日の浦井議長は

- ① 議長委任者を議決から排除した。
- ② 議決権を有していない顧問・相談役を議決に参加させた。
- ③ 夫婦で参加している方は一人のみの議決権の行使を促したが、旧 6 年生のみの父母は議決から排除していない。(少なくとも、賛成したものの中

には、旧6年生のみの父母は含まれていない。)

④ 棄権した者を出席者から排除した。

⑤ 決議前に、議決権の総数の確認をしていない。

⑥ 最終的には、個人への委任者のみを議決に加算し、議長への委任は議決から排除した行為は、会員の議決権を著しく不平等に扱ったことになる。

等の問題がある。したがって、役員承認の決議は、承認もされていないが、秘訣もされていない=議決が行われなかったことになり、再度、PTA総会を開催し、決議する必要があると思われる。

このような、曖昧さを排除するため、「書面議決書」添付によるPTA臨時総会の開催が必要であると考えられます。

佃島小学校PTA会則改正案新旧対照表

条文	改正前	改正後	備考
1条	本会は、 <u>佃島小学校PTA</u> と証する。	本会は、 <u>佃島小学校PA</u> と証する。	
2条	2. 佃島小学校教職員	2. (削除)	
10条	本会の <u>会費</u> (以下略)	本会の <u>収入・支出</u> (以下、略)	単なる誤字だと思われる。
13条	(前略) 2. 副会長5名 (P4名、T1名) 3. 総務3名 (P2名、T1名) 4. 会計3名 (P2名、T1名) (以下略)	(前略) 2. 副会長5名以内 (カッコ内削除) 3. 総務3名以内 (カッコ内削除) 4. 会計3名以内 (カッコ内削除) (以下略)	教員が選出委員にならないので、当然に役員にもならない。
15条	本会役員は、 <u>年度末</u> に役員選出委員会 (以下略)	本会役員は、(削除) 役員選出委員会 (以下略)	期中に選出委員会を新たに立ち上げ、その期の役員を選出するため。
16条	(前略) 宛、教職員より1名選出し構成する。	(前略) (削除) 選出し構成する。	選出から教員が外れるため